



報道写真家 福田文昭撮影

目黒区議会議員 ジャーナリスト・目黒区行政監視団代表

須藤 甚一郎

す どう じん いち ろう

目黒区の問題がよくわかる 政務活動レポート

<http://home.f04.itscom.net/sudo-j>

(ホームページで須藤甚一郎YouTube版「ウィークリーニュース」の動画が見られます。)

携帯電話で「ウィークリーニュース」が見られます



青木英二
目黒区長

「全ての区有施設を区で所有せず、地域団体等に譲渡し、地域で維持・管理してもらう」

目黒区は、「区有施設見直方針案(中間のまとめ)」で見直し手法の1つとして、このように公表した。

目黒区が全ての区有施設を区が保有しないのであれば、地方公共団体としての目黒区は崩壊し、消滅する。青木英二区長が区有施設見直しの総責任者だが、いったい何を考えているのか。

全ての区有施設を保有せず、地域団体等は無償譲渡するなら、目黒区は大損害を被る。それを未然に防止するため、私は地方自治法の規定に基づき、すでに3月17日、中止を求める住民監査請求を目黒区監査委員に対して提起した。

現在、全国には1742の地方自治体(地方公共団体)がある。しかし、地方自治体の全ての施設を保有しないところは皆無である。当然である。そんなことをすれば、自治体が機能しなくなる。地方自治体が、公民館など一部の施設を地域の団体に譲渡し、管理・運営してもらっているのはある。が、全ての施設を譲渡することはない。

目黒区は、中間のまとめ発表のあと、パブリックコメントを実施し改訂した「区有施設見直し方針案」でも、若干の文言の修正はした。しかし、「全ての区有施設を区で所有せず、地域団体等に譲渡」する内容に変わりはない、と特別委員会での私の質疑に青木区長は断言したのだ。

私はパブリックコメントで、つぎの指摘をした。

2 ページに続く①

待て！全ての区有施設譲渡は、地方自治法違反だ！
住民監査請求を提起！施設見直しの大損害防ぐため！

40年間で施設面積15%削減!根拠のない愚策! 区民のためにならない施設見直しは白紙に戻せ!

結論から先にいえば、何ら目黒区民の役に立たない、無責任極まるひどい区有施設の見直し方針案だ。

このほど目黒区は、「目黒区有施設見直し方針案」～「これからの40年間」を見据えた持続可能な施設サービスに向けて～を作成し公表した。これまで目黒区は、40年後のまちづくりをやったわけでもないのに、いきなり40年後とは無責任そのもの。見直しの骨子は、今後40年間で区有施設の延床面積約52.2万㎡の15%を縮減するというものだ。

40年後までに区有施設15%削る方針に区民の怒り!

この方針を聞いた区民の反応は、「なぜ、40年後なのだ。そんな見直し方針といえない。現在、すぐにでも解決しなければならない区有施設の問題点はいくらだってある。区立保育園、特養ホーム、図書館の開館時間制限など、いくらだってあるじゃないか。40年後なんて、区民のための政策といえるか?区民をバカするの。青木区長は一体何を考えているんだ」と怒りをぶつけた人もいた。区民の望む施設見直しやあらゆる区の政策、施策は、5年後いや3年後、2年後といった単位である。

確かにその通りだ。40年後に目黒区がどうなっているか、など誰にも予測できない。40年後に見直し方針が適正であったか否かを検証できるわけでもない。検証しても意味はない。それより40年後といえば、いま働き盛りの区民のほとんどが生きていないし、25歳の青年でも40年後には高齢者の65歳になるのだ。



見直し対象の区有施設317箇所は、すべて現在使用されている施設である。その延床面積を40年かけて15%削るというのである。が、いったいどんな意味があるのか。先頃、区有施設の見直し方針(中間のまとめ)の区民への説明会が緑が丘で行われたとき、区民から「なぜ、40年後なのか」と質問があった。そのとき青木区長は「30年でも、40年でも、60年でもいいんです。ちょうどいい40年度にしたいだけです」と投げやりな言い方でいった。見直しを真剣に考えてないのがわかる。



40年後、人口減15%だから施設床減15%に根拠なし!

また、40年後に施設の床面積の15%削る根拠は、方針案によれば、「区の将来人口推計では、平成47年には約24.2万人まで減少すると推計しています。この人口推計をもとに、現在(平成25年)から40年後の平成65年の人口を推計しました。その結果、平成65年には総人口は約21.6万人(約15.9パーセント減)なる」というのだ。40年後に目黒区の人口が約15%減るから、40年後に施設の床面積も15%減らすという。40年後に人口減と同率の施設床面積の縮減には、合理的な根拠はない。

今後、区有施設の更新経費については、見直し方針によれば、「試算の結果、区有施設に係る更新経費は、平成26年度から平成65年度まで40年間で年間平均72.9億円となり、これは直近10年間に区有施設の建替え(改築)や大規模改修に要した投資的経費

2 ページに続く②

不公平! 目黒区民のみなさん知ってますか? 目黒清掃工場で焼却する目黒区のごみは38%! 62%は世田谷区、品川区など他区のごみ!

現在、目黒清掃工場で燃やされる、ごみのうち目黒区内のごみは、わずか約38%しかない。残り約62%は、世田谷区、品川区、杉並区、渋谷区、新宿区、中野区のごみだ。(平成24年調査)しかも、世田谷区、渋谷区などは、ごみの分別をせず、プラスチックも含まれている。東京23特別区内でこんな不公平・不合理なことは許せない。

目黒区のごみ問題の現状について、元目黒区議で市民運動家の宮本なおみさんを緊急インタビュー。わかりやすく語ってもらった。ぜひ、ご一読ください(3頁に掲載)

目黒区清掃工場の建て替えが決まり、計画素案の説明会もあった。平成12年、東京の清掃事業が、東京都から23区の各区に移管。都の清掃局が、都内のごみの収集から処理まですべて行っていたが、移

管後は、目黒区内のごみを収集するのは目黒区。目黒清掃工場で焼却するのは、東京23特別区で共同運営する清掃一部事務組合になった。目黒清掃工場の建て替えも一部事務組合がやり、目黒区内の清掃工場でありながら、目黒区は基本計画策定や建て替え計画などに直接、口を出さないのだ。青木英二区長は、まるで関係ない他人事(ひとごと)のように「制度設計がそうになっているので」と、ごみ問題で区民のために働こうとせず、無責任きわまりない。

目黒清掃工場は、建て替え後も処理能力300t×2基=600t/1日の焼却炉で23区中最大。目黒清掃工場の建屋を2000㎡も増やす基本計だ。なんと平成24年度の目黒清掃工場の売電料は2億4508万円もあった。(一部事務組合調べ)



目黒区職員措置請求書 (住民監査請求) 抜粋

1 請求の要旨

措置請求の対象者:目黒区長 青木英二
措置請求の内容:

(1) はじめに 目黒区有施設見直し方針について

目黒区は、平成25年12月に「目黒区有施設見直し方針案(中間のまとめ)～「これから40年」を見据えた持続可能な施設サービスに向けて～」(以下、「中間のまとめ」という)を区議会、区民に公表した。

今後の予定

25年12月25日(水) パブリックコメント開始(平成26年2月3日(月)まで)

26年1月22日(水) 区有施設見直し方針案(中間のまとめ)区民説明会開催

(緑が丘文化会館本館18時30分開始)

1月25日(土) 区有施設見直し方針案(中間のまとめ)区民説明会開催

(目黒区総合庁舎本館10時00分開始)

3月 区有施設見直し方針案作成

区有施設見直し方針決定

(2) 目黒区に損害発生が、確実に予測される中間のまとめ及び見直し方針案の不当・違法の問題点

ア 全ての区有施設を所有せず、無償譲渡すれば目黒区は消滅する

「中間のまとめ」第3章、4「区有施設見直し実現のための8つの手法」の手法8において「手法8 地域移管 全ての区有施設を区で所有せず、地域団体等に譲渡し、地域で維持・管理してもらう。」とある。

この手法8を一読して、請求人の私は驚愕した。地方公共団体である目黒区が、もし手法8にあるように「全ての区有施設を区で所有せず、地域団体等に譲渡」するのであれば、目黒区は区有施設を全て無償で譲渡してしまうわけであり、財政的に大損害を被り地方公共団体・目黒区の存立そのものに係る。目黒区は消滅しまうことになろう。

手法8で使用されている「地方団体等に譲渡し」の「譲渡」とは、「無償譲渡」と解するのが正しい。その根拠は、上記の8つの手法の手法6において、「低未利用地や余剰床の民間への売却・貸与による財源捻出…」と有償で譲渡する場合は、はっきり「売却」と明記されている。したがって、手法8でいう「譲渡」は無償譲渡なのである。

目黒区の危機発生を危惧して、私は「中間のまとめ」のパブリックコメントで、手法8についてつぎのコメントを提出した。(「中間のまとめ」に対するパブリックコメント実施結果、164頁参照)

「手法8 地域移管」について

見直し方針案中で、「全ての区有施設を区で保有せず、地域団体等に譲渡し、地域で維持・管理してもらう」と、正気ではないのか! 第一、法令でそんなことができると青木区長はじめ区幹部職員が考えているのか。仮にこんなことが可能ならば、地方公共団体(地方自治体)である目黒区が消滅することである。

「全ての区有施設を区で保有せず」の中には、当然、目黒区総合庁舎(区役所を含む)をはじめ、区有施設の中には小中学校も含まれ、保育園もあり、体育館、美術館など約315もの施設を保有せず、地域団体等(いったいどんな団体が含まれるのか)に譲渡するというのだ。

「譲渡」とは、つまり無償で渡すということである。目黒区は区民から税金を徴収し、すべての区有施設は地域団体に維持・管理してもらう、いうのだ。そんな手法をやるのか。

方針案の注※として「手法7及び8は、今後、具体的な対象施設の選定を含めて検討する」と青木区長は、この手法8を実施するつもりなのだ。

地方公共団体の目黒区が「全ての区有施設を区で保有せず」にするのであれば、前代未聞の出来事であるし、区有施設の見直しは、全く必要がなくなる。」

私は重ねていう。目黒区が全ての区有施設を区で保有しないのならば、区有施設でなくなり、区有施設の見直しは必要なくなるのである。区長・青木ははじめ「見直し方針案」を作成した区の執行部は、その矛盾に気がつかないのか。

イ 手法8に関し「中間のまとめ」を「見直し方針案」で修正したが、「内容は『中間のまとめ』と同じである」旨を所管課長、区長・青木ともに断言した

上記の私のパブリックコメントに対して、「検討結果」(対応策)(同上、164頁)でつぎの対応策を記した。(「検討結果」の記載どおりに記す)

「よわかりやすい表現とするため、手法8の記事について、以下のとおり修正します。

手法8「地域による維持・管理」

「区有施設を地域団体等に譲渡することや、地域団体等に維持・管理することを図る。」

なお、例えば、地域で維持・管理する制度については、他の自治体における自治会への補助金としまして、以下の制度を把握しています。なお、実際の施設につきましては、自治会への譲渡の他、公有地(無償貸与)に民設、民有地に民設などの実例があります。

○集会施設管理運営補助金

・集会施設の管理運営を補助事業とする補助金

・前年度に支払った電気料金の7割が年額となる

○集会設備設置・増改築・修繕事業補助金

・集会施設の用地取得・設置・増改築・修繕を補助事業とする補助金

・事業に要する費用の5割(ただし限度額有り)

改めていうまでもなく、全ての区有施設とは、文字通り目黒区の「全ての区有施設」であって、見直しの対象になっている約317施設全てを含むものである。私はそのことを上記引用したように、パブリックコメントの中で、各施設を例示し力説し

た。手法8についての私のパブリックコメントに対する「検討結果(対応策)」で、「全ての区有施設」とは見直し対象の317施設を含むことを否定していないのは、「検討結果(対応策)」を見れば明らかである。

私は本年3月4日開催の区有施設等調査特別委員会で、当該手法8に関してつぎの質疑をした。

「中間のまとめの手法8の文言をよりわかりやすい表現にするため、見直し方針案では、手法8の記事について修正したとして、表現は修正されているが、内容は「中間のまとめ」と同じで、全ての区有施設を区で保有せず、ということなのか」という趣旨の質疑を所管の施設改革課長と区長・青木に対して行なった。

その結果、施設改革課長、区長・青木ともに「手法8の内容は、中間のまとめの内容と同じである」旨の答弁であり、断言したのである。

そうすると、目黒区は「全ての区有施設を区で保有せず、地域団体等に譲渡し、地域で維持・管理してもらう」のであるから、財政的に甚大な被害を被ることになるのは確実である。区民にとって一番貴重な不動産である区有施設を全て区で保有しないとなれば、目黒区は地方公共団体として存続することは不可能である。

本件監査請求の法的根拠について

目黒区有施設の「中間のまとめ」及び「見直し方針案」の先述した手法8を実施した場合、目黒区が多額の損害、それも地方公共団体の存立さえ危うくしかねない事態発生が確実に予測される。

そのため、本件監査請求人・須藤甚一郎は、目黒区の損害を未然に防ぐため、地方自治法(住民監査請求)第242条1項の規定に基づいて、住民監査請求を提起するものである。

地方自治法第242条1項は「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）」と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る行為を改め、又は当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」(下線は監査請求人による。以下、同じ)と定めている。まだ目黒区の財務会計行為上、損害は発生していないが、相当の確実さをもって損害発生が予測されるのは明らかである。

全ての区有施設を保有せず、地域団体等に無償譲渡するのは法237条2違反である

地方自治法は、(財産の管理及び処分)第237条 2項は、「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段と

して使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」と定めている。

しかし、判例によれば、たとえ譲渡につき議会の議決があったとしても、目黒区の場合は区長の行為の違法性が阻却されるわけではなく、区長の行為に加担し共同不法行為が成立する者に対する関係においても違法性は阻却されない。」としている。

地方自治法237条2項は、条例又は議会の議決による場合でなければ、普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けてはならない旨規定している。

一方、同法96条1項6号は、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けることを議会の議決事項として定めている。手法8は、無償譲渡することのみを定め、議会の議決に関しては、まったく言及していないのである。たとえ議会が議決したとしても、適正な対価なくしての譲渡や区長の裁量権を逸脱すれば、違法であり、手法8はそれに該当するのは明白である。

「全ての区有施設を区で保有せず、地域団体等に譲渡し、地域で維持・管理してもらう」及び「区有施設を地域団体等に譲渡することや、地域団体等に維持・管理することを図る。』は、地方自治法第237条2項及び同法96条1項6号にも違反するのは明らかである。

よって、地方自治法第242条1項(住民監査請求)の規定に基づいて、執行機関の長である区長・青木英二が、区有施設の見直しを実施するに当たり、手法8の手法で、目黒区に甚大な損害を発生させる行為を防止する必要な措置を講ずべきことを監査委員に対して請求する。

以上

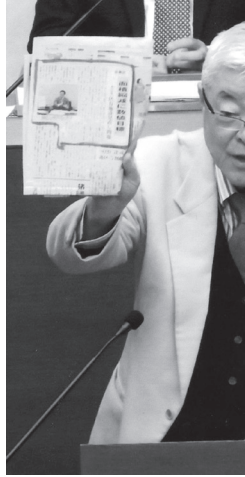
2 請求者

須藤甚一郎

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成26年3月7日

目黒区監査委員 様



1 ページ①より続く 住民監査請求提起!

「見直し方針案で『全ての区有施設を区で保有せず、地域団体等に譲渡し、地域で維持・管理してもらう』と正気ではないのか! 第一、法令でそんなことができると青木区長はじめ区幹部職員が考えているのか。

仮にこんなことが可能ならば、地方自治体である目黒区が消滅することである。『全ての区有施設を区で保有せず』の中には、当然、目黒区総合庁舎(区役所を含む)をはじめ、小中学校も含まれ、保育園もあり、体育館、美術館など約315もの施設を保有せず、地域団体等(いったいどんな団体が含まれるのか)に譲渡するというのだ。前代未聞の出来事であるし、区有施設の見直しは、全く必要がなくなる」

青木区長らは、私のパブリックコメントでの指摘を否定せずに、改訂した見直し方針案では、「全ての区有施設を区で保有せず」を削除し、「区有施設を地域団体等に譲渡することや、地域団体等に維持・管理することを図る」と修正した。けれど、青木区長は「中間のまとめ」と「内容は同じである」旨を断言したのでから、「全ての区有施設を区で保有せず」であることに変わりはない。ちなみに見直し方針で使用されている「譲渡」は無償譲渡である。有償譲渡の場合は、「売却」を使用しているのだ。

監査請求の根拠法令はこうだ。「地方自治法第242条1項は「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長(略)」について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。))と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止するために、必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨を定めている。

「全ての区有施設を区で所有せず、地域団体等に譲渡」するのが違法であるのは、つぎの判例がある。

判例(奈良地判平成7年7月19日(判時1550号26頁、判タ902号72頁、判例自治

145号11頁))によれば、「市場価格以外での譲渡の危険性に対する立法趣旨及び地方自治体の長は議会の議決の単なる執行者ではないことからすると、普通地方公共団体の財産の市場価格以外での譲渡が普通地方公共団体の長の裁量を著しく逸脱したと認められるか又は不法行為が成立すると認められる場合には、たとえ譲渡につき議会の議決があったとしても、その長の行為の違法性が阻却されるわけではなく、長の行為に加担し共同不法行為が成立する者に対する関係においても違法性は阻却されない。」



1 ページ②より続く 40年間15%削減、根拠なし

の年間平均39.6億円の約1.8倍となっています」。これも総務省HPで公開されているソフトで計算しただけ。

見直し方針は、ほとんど役に立たず。

「区有施設見直しの方向性～ハコモノ3原則～」

原則1「新しい施設の整備は、原則、行わない」【新規凍結原則】

原則2「施設の更新(大規模改修、建て替え)は事前調整のうえ、原則、多機能化・集約化、複合化した施設とする」【事前調整原則】

原則3「施設総量(総延床面積)の縮減目標【数値目標原則】(今後40年間で区有施設の総量(総延床面積52.2万㎡)の15%(7.8万㎡)の縮減を目指す。原則5年ごとに見直しを図ることとする。)

「区有施設見直し ～5つの視点～」

視点1「施設と機能の分離により、サービス水準を



できる限り維持しながら、財政負担を縮減する」
視点2「施設サービスの費用対効果(費用及び便益)を踏まえて、改善や優先順位付けを行う」

視点3「地域ごとの人口特性や区民のニーズに的確に対応する」
視点4「区民の安全・安心のため、区有施設における防災機能を確保する」
視点5「全庁をあげた問題意識の共有と体制整備」

「区有施設見直し実現のための8つの手法」

手法1:受益者負担の適正化。手法2:超寿命化。手法3:公民連携の推進(民間活力の活用)。手法4:多機能化・集約化。手法5:複合化。手法6:低未利用地等の活用。手法7:広域的視点に立った連携。手法8:地域による維持・管理(区有施設を地域団体等に譲渡することや、地域団体等により維持・管理することを図る)

「今後40年間で施設を15%削る」検証不可能!ナンセンスだ! 施設見直し方針(中間のまとめ)に須藤提出のパブリックコメント!

目黒区は、昨年12月13日に「目黒区有施設見直し方針案(中間のまとめ)」を区議会の特別委員会に報告。しかし、まったく区民無視の方針だ。12月25日に「中間のまとめ」概要を「めぐろ区報」に掲載した。そして12月25日から今年2月3日まで、パブリックコメントを行った。2月3日、私は目黒区民として、パブリックコメントを提出。そのポイントを紹介する。

●目黒区は、なぜもっと早く区有施設の見直しに取りかからなかったのか。

目黒区は、青木区長の財政運営の失策により、東京23特別区中で最低、最悪の財政状況に陥った。そのとき目黒区は突如、区有施設見直しを言い出した。目黒区は築40年にもなる千代田生命本社跡を新庁舎として購入。耐震補強、大規模修繕、引越し移転費用等の総額は、なんと250億円余であった。老朽化している庁舎をあえて購入したのであるから、区有施設全体の見直しに関しもっと早くやるべきであった。区有施設の見直しに当たり、データ集、施設白書を作成することになり、データ集も何回も修正し、白書にいたっては6か月以上も遅れてやっと完成した。つまり、目黒区は区有施設の現状さえきちんと把握していないかったのだ。怠慢のものである。

青木区長の私的諮問機関である「有識者会議」に丸投げし、1年かけて意見書を提出。それを踏まえて区がまとめた方針案が、なんと40年間に区有施設の総床面積を15%削減するというもの。

誰も40年後に見直し結果の成否をチェックできない方針である。こんな見直し方針で、まともな区有施設の見直しができると思っているのか?

●区有施設は、そもそも「区民のカネで、区民による、区民のための施設」である。受益者負担は

当然ではないのだ。

施設を利用する区民にだけ負担させるのでは、民間施設と変わりなく、区有施設の役割放棄である。簡単にすぐ受益者負担というのは、無能な行政のやることである。

●「中間のまとめ」では、「区有施設見直しの方向性～ハコモノ3原則～」として、以下の3原則を挙げているが、3原則には納得できない問題点ばかりである。

原則1 新しい施設の整備は、原則、行わない。

原則2 施設の更新(大規模改修、建て替え)は事前調整の上、原則、複合施設とする。

原則3 施設総量(総延床面積)の縮減目標【数値目標原則】

こんな3原則は、見れば即座にわかる通り、重要なことは何もない。原則1で「新しい施設の整備は、原則、行わない。しかし、40年間で新しい設備の整備を行わないことなど、実際にはあり得ない。そんなバカげたことをなぜ原則とするのか。けれど、「原則、行わない」とあるのが、区民をだますテクニックというべきだ。原則でない場合には、施設の整備が行えるのである。こんなだましのテクニックが原則といえるか。

●見直し方針で今後40年間の縮減率を15%にするとした。その根拠は区の将来人口推計では、40年後には区の総人口が約15.9%減少すると見込み、施設総量の面積縮減率を約15%と試算したという。

何やらもつともらしいが、あされて物がいいない。なぜならば、今後40年間の縮減目標が、正しかったかどうか、検証しようがないのである。

なぜ40年後を目標の到達点にしたのか。緑が丘文化会館の説明会で青木区長は、「30年でも、40年

でも60年でもいいんですよ。ちょうど区切りがよければいいので、40年にしたんです」とまったく無責任な説明をしたのである。ふざけるにもいい加減にしな!

現在の区民一人当たりの施設量(延床面積)は2.03㎡であり、区有施設のサービス水準を示す数値と捉えたという。この2.03㎡の数値を青木区長は、40年後も維持していくと口癖のように繰り返す。しかし、2.03㎡の数値は区役所、体育館、美術館などあらゆる施設を含む。その総計を人口数で割った数値であり、区有施設のサービス水準といえるものではない

●見直し実現のための8つの手法は問題ばかり、目黒区消滅の手法も!

8つの手法は問題ばかりだ。「手法1 受益者負担の適正化」というのが、いとも簡単に受益者負担を求めるならば、公共施設とはいえない。区有施設は、区民のカネで、区民のために建設し、区民のために区が管理しているのである。

「手法2 長寿命化」は、修理などをして施設の寿命を延ばすことは、かえって費用がかかる場合もある。何十年前に建設したものは使い勝手も悪い。長寿命化をありがたがるのは危険だ。

「手法4 多機能化・集約化」も「手法5 複合化」も区民のことを考えずに、区のものばん勘定、つまり財政状況を優先させてやるのが手法。多機能・集約化、複合化と理解しにくい言葉を使って、区民を煙に巻いて、施設の統廃合を進め、使わなくなった区有施設、土地を売却するための手法だ。

「手法6 低未利用地の活用」だが、2年前、区民から死後に遺贈された大岡山の民家跡の土地をすぐに、未利用地として売却しようとした。が、住民の反対で2400余の署名が集まり、障害者施設になった事例がある。中目黒のJR跡地も未利用地として売却しよ



市民運動家 元目黒区議
宮本 なおみさん

「目黒清掃工場建替計画(素案)」の説明会が、今年2月に4回行われた。素案では、26年度初めに建替計画策定、29年度～31年度・解体工事、29年度～30年度・実施設計、31年度～34年度・建設工事の予定だ。

目黒清掃工場で焼却されるごみのうち、目黒区内のごみはわずか38%。なんと62%は世田谷区など他区のごみなのだ。こんな不公平があつていいのか。目黒区議会議員を5期勤め、現在もごみ問題に関し活動している宮本なおみさんをインタビューした。宮本さんは他にも憲法9条、秘密保護法などについての市民運動で活動中。

私は1971年から20年間、無所属の目黒区議会議員を5期勤めました。環境問題等にも取り組みましたが、目黒清掃工場の地元住民のみなさんとともに、運動をしてこなかったことが、今は一つの悔いとなっています。清掃工場から直線で200メートルぐらいの田道地区に10年前に引っ越してきました。これまでの経過はこうです

目黒区三田の田道小学校前の清掃工場が建て替えられることになったことから、一連の説明会が行われました。初めの工場建設は竣工が平成3年(1991年)でしたが、それ以前の10年間は地元住民の反対運動と後半の条件闘争が続いたわけです。地球規模の環境を視野に入れた長い闘いでした。

目黒清掃工場は、窪地の密集地に建てられるので、他の工場に比べ煙突を高くしてもアスベストやダイオキシンなどを含む煤煙が拡散しにくいのです。地元にも多大な被害をもたらすこと必定了。多くの方が勉強し、活動し、署名運動などが活発に行われました。

目黒清掃工場建て替え!1日600t、巨大焼却炉、工場規模2000㎡増、目黒区住民だけ、なぜ犠牲になるのか!

今回建て替えの問題点はこれ!

平成22年(2010年)、東京23区 特別区長会が、目黒清掃工場の建て替えのお基本計画を了承してしまったことが、現況を難しくしているわけです。その基本計画検討委員会に目黒区では、当時の渋谷部長が参加し、基本計画のワーキンググループに当時の石田課長が参加していたようです。

基本計画で、建て替え後も目黒工場の1日のごみ焼却量が、現在と同じ600トンと決まったのです。決まったあとも、20年前から続いてきた清掃一部事務組合(23特別区で共同運営して清掃工場でごみ処理する)と目黒区と近隣住民代表の三者からなる清掃工場の「運営協議会」なのに、そのことを内緒にしてきたことが問題だと私は思います。私が憤ってやまない所なのです。何かやましい所があったからではないか。

練馬区などは、練馬清掃工場で自分の区のごみも燃やしかれていないのに、焼却炉の処理量を50トンも減らして建て替えます。杉並は他区で多く燃やしているのに、25年前に住民が勝ち取った裁判の判決が理由とは言え、300トンも減らしてもらって建て替えるのです。容量が余っている他区のごみを燃やしてやっている目黒区が、どうしてこんなに大きな焼却炉でなければならないのか? 私の一番悔しいところなんです。承認した青木区長は、納得できる答えをせず、ご理解くださいと繰り返すのみです。

目黒清掃工場で燃やす区内ごみは、わずか38%!世田谷など他区の62%のごみにはプラスチックも!

目黒区と清掃一部事務組合の関係は?

平成12年に東京の清掃事業が、東京都から23区の各区に移管されました。それまで都の清掃局が、都内のごみの収集から処理まですべて行っていました。が、都から区への移管後は、目黒区内のごみを収集するのは目黒区が行い、目黒清掃工場で焼却するのは、東京23特別区で共同運営する清掃一部事務組合になったのです。

目黒清掃工場の建て替えも一部事務組合がやり、目黒区内の清掃工場でありながら、目黒区は基本計画策定や建て替え計画などに直接、口を出させないおかしなやり方なのです。

目黒清掃工場で毎日燃やされているごみは、目黒区のごみと他区からの搬入や持ち込みごみを含め

て、焼却炉容量の3分の2にしかありません。つまり、処理能力300t×2基=600t/1日の焼却炉は、目黒区にとって大き過ぎるのです。しかも目黒区はごみの分別を義務づけています。

けれど、燃やされるごみのうち目黒区内のごみは約38%しかありません。残りの約62%は、世田谷区、品川区、杉並区、渋谷区、新宿区、中野区などのごみです(平成24年調査)。しかも、世田谷区、渋谷区などは、ごみの分別をせず、プラスチックも含まれています。こんな不合理なことがあつていいわけがありません。

目黒清掃工場ができたときの約束をつぎつぎに破った!

工場ができたときの協定書では燃やすのは目黒区のごみ相当量で、搬入ごみは「分別されていないければ返却する」でした。清掃事業体が、東京都から一部事務組合に移り、再編されたからといっても、約束を反故にして近隣住民に無理強いするとは権力乱用ではありませんか。これも腹が立ちます。

そして、将来建て替えのときは、他の建設用地を捜す、と東京都に申し入れた目黒区議会でした。しかし、地元住民に告げずに建て替えを秘密裏に計画した目黒区の行政のやり方に対して、区議会も何もいわないのです。地元住民に申し訳ないと思わないのでしょうか。一緒に考え、一緒に大きすぎる焼却炉を縮小するように主張してくれるのが筋だと思います。ごみは脱焼却に向うべきなのです。

とても残念だし、あきらめきれません。あまつさえ、目黒清掃工場の建屋を2000㎡も増やした基本計画です。このような調子では、内密に何が増やされているかわかりません。清掃一部事務組合の建て替え説明会では、質問は山のようにあつたのに、ほとんどは無駄な答弁を延々やって時間を費やし、肝心なことは、何も聞くことのできない説明会でした。

目黒清掃工場の東京電力への年間売電収入は、2億4500万円(24年度)!

一部事務組合としては、ごみの分別収集には関心が無いようで焼却炉の性能ばかりが強調され、ごみの焼却で発電する売電、つまり電力を売ることに力を入れているようです。将来のごみ量予測も、専門家の斉藤先生の試算と違い、売電に都合のいいように過大に見込んでいます。ちなみに、目黒清掃工場の東京電力への売

電収入は、平成23年度、2億6269万円。24年度、2億4508万円です。(一部事務組合調べ)

予測されるごみ量は、燃やす焼却炉に影響してい



ます。しかも建設費の多くは未来への借金です。この不景気に清掃工場の建設費は300億円か400億円かまだ明らかにしていませんが、被災地復興と東京オリンピックで、建設資材は高騰。通常の2倍になるのではないかと私は予測しています。税金のムダ使いです。まだ建屋・煙突など使えます。

そして田道小学校や田道保育園の子どもたちは、とても風邪を引きやすいと私は感じています。喘息児の統計など目黒区は出してきましたが、そんなものではなく風邪罹患割合なのです。目黒清掃工場からダイオキシンやアスベスト・水銀など出たときなど、目黒全体にとっても大きな問題で、未来の問題なのに関心が薄いのはどうしたことでしょう。全体にとっても無関心なのです。

清掃一部事務組合そして目黒区の行政のモラルは東京全体に多大な影響をもたらさそうです。みなさん、抗議や意見書を目黒区に出してください。

目黒区のごみ問題 これまでの主な経過 1971～2014

1971年	美濃部都知事が「ごみ戦争宣言」
1974年	2月と5月 地元住民・地元町会への説明会1回ずつ開催 (1区1工場との説明) 300名集会 区議会は6年間、林試の森、築波修路跡地などの返還運動
1980年	工業試験所跡地を清掃工場用地とする都の決定を目黒区特別委で了承
1981年	11月 都は目黒清掃工場 基本計画を焼却炉 200t×3基と決定 12月 区議会に説明
1982年	2月26日 区議会特別委員会に基本計画発表 5月13日 8年の空白を経て地元説明会開催 6月8日 地元有志の会を結成して抗議文を区長に提出 7月22日 新聞各紙「ごみ戦争 目黒で火の手—10年前の焼却場再燃」と報道 8月25日、11月15日 —一町会の要望書提出
1983年	地元は区議会、都議会への陳情
1984年	1月 アセスメント公表、新聞各紙 工業試験所跡地に重金属汚染と報道 (現在の清掃工場) 地元有志の会 アセスメント条例の手続停止要求 都議会に日参、住民集会 3月11日、13日、14日、15日、17日、19日、21日、22日 アセス(説明会)26日、27日、28日(目黒、品川、渋谷、港、大田区で開催) 大半が建設反対 5月 定期協議のとして運営協議会決定。 TBS、朝日ジャーナルなどで報道
1985年夏	都計画審議会傍聴強行される。直接請求署名運動準備 9月21日 署名スタート。 10月26日 署名提出
*このあと目黒清掃工場建設着手。 1991年竣工	12月19日 分別回収義務づけ 「有価物の回収と再資源化に関する条例」 自、公、共、すべて反対。宮本なおみは賛成新自公のみ退場 否決。
2000年4月	清掃事業が東京都から23区各区に移管された。 目黒区内のごみ収集は目黒区、目黒区のごみ焼却は23区共同運営の清掃一部事務組合の目黒清掃工場で行うことになった。
2009年3月26日～ 2010年1月25日	3月26日から、2010年1月25日まで計7回 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会を開催
2009年4月16日～ 2010年1月19日	合計7回一般廃棄物基本計画検討委員会ワーキンググループ原案作成
2009年11月24日 ～12月23日	11月24日～12月23日までパブリックコメント実施 (私はまったく知りませんでした)
2010年2月16日	最終案は2月16日 区長会で構成する評議会で審議、了承
2012年5月	年5月から運営協議会(清掃一組、目黒区、住民代表) (ほぼ毎月ごみ量予測や計画内容などの説明を受けてきました。 (私は時には参加))
2013年2月12日、 16日	2月12日、16日(約80名の参加) 原案説明会があり、殆どは反対の意見で、納得できる回答なし。 同3月14日区政会開いて、住民代表のみ、計画策定のための予算を聞いたそうです。そこでは建て替え後は効率向上し、売電にはずみがつくとの説明だったそうです。 予算(当面の)1億5000万円と聞いた。地元有志の会ニュース62号
2014年2月6、8、 12、15日	清掃一部事務組合が、「目黒清掃工場 建替計画(素案)説明会」を合計4回開催。わずか1時間30分の会で一方向的に説明するだけ。「目黒区長は了承している」と何回も聞いた。住民との質疑応答はほとんどできず。目黒区は、環境清掃部長が出席したが、住民の質問に「清掃工場の建て替えは、一部事務組合の仕事ですから」と逃げる有様。まだ素案なのだから、変更は可能はずだ。

(データ提供: 宮本なおみさん)

コラム 1

高校生は青木区長より立派だ!目黒区内高校生が、天空庭園、学校統廃合、図書館会館短縮で新聞投書!

東京新聞の「若者の声」投書欄に、昨年5月、区内の高校生が目黒区政のやり方の問題点を的確に指摘した「予算使い放題 区は考えて」と題する投書が掲載された。青木区長なんかより高校生の判断のほうが、ずっと立派だ。その投書を紹介します(*新聞掲載は、もちろん名前はありましたが、お名前を伏せて紹介します)

予算使い放題 区は考えて

少し前、僕が住む目黒区の首都高速3号渋谷線と中央環状線を結ぶ大橋ジャンクション(JCT)に、天空庭園を核とした新たな施設が完成しました。

目黒区は、区庁舎を新しく建て替えたところから財政難に苦しんでいました。今回の事業は本来、首都高速の会社がやるべきものだと思うのですが、目黒区がやりました。どこにそんなお金があったのでしょうか。

うとしている。貴重な区有地を売却することを「活用」と偽るのはまともな区政とはいえない。

「手法7 広域連携」は、見直し方針案では「他区、東京都、国の施設を重複がないように連携を深める、とあるが、とんでもないことである。区の地震の学習館が、他の自治体に同様の施設があるとして閉鎖した。東北大地震後、地震を学習する施設をつくるのなら理屈が通る。しかし、他の自治体にあるからやめるとは、それでも目黒区は自治体か。青木区長の浅はかさが見える。他区や都にプール、美術館があるから、閉鎖して、売却するなんてことが起きる。何を考えこんな手法をするのか。

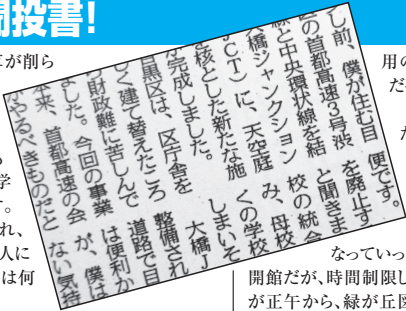
●「手法8 地域移管」だが、見直し方針案で、「全ての区有施設を区で保有せず、地域団体等に譲渡し、地域で維持・管理してもらう」と、正気でないのか!第一、法令でそんなことができるかと青木区長はじめ区幹部職員が考えているのか。仮にこんなことが可能ならば、地方公共団体(地方自治体)である目黒区が消滅することである。

「全ての区有施設を区で保有せず」の中には、当然、目黒区総合庁舎(区役所を含む)をはじめ、区有施設の中には小中学校も含まれ、保育園もあり、体育館、美術館など約315もの施設を保有せず、地域団体等(いったいどんな団体が含まれるのか)に譲渡するというのだ。「譲渡」とは、つまり無償で渡すということである。目黒区は区民から税金を徴収し、すべての区有施設は地域団体に維持・管理してもらう、いうのだ。そんな手法をやるのか。

地方公共団体の目黒区が「全ての区有施設を保有せず」にするのであれば、前代未聞の出来事であるし、区有施設の見直しは、まったく必要がなくなる。

一方で区立図書館の予算が削られ閉館時間が短くなり、とても不便です。一部の図書館を廃止する動きもあると聞きます。また、学校の統廃合・廃止が進み、母校の中学校も近くの学校に統合されてしまいうそうです。大橋JCTが新たに整備され、外から高速道路で目黒に来る人には便利かもしれませんが、僕は何か割り切れない気持ちです。

いま目黒区の大橋ジャンクション周辺の天空庭園など再開発、図書館閉館時間の短縮、小中学校の統廃合などの問題を高校生がしっかりと把握しているのには驚。文中に「区庁舎を新しく建て替えたところから」とある。が、正しくは、平成15年、目黒区は経営破たんした千代田生命本社跡を購入し、大改修工事をして区役所にした。購入価格、改修費、引越し費



の総額は約250億円だった。

投書した高校生がまだ小学校1～2年生のときだったのに、庁舎移転を覚えていて、そのころから、目黒区は住みにくい街になっていた。図書館は午前9時開館だが、時間制限して中目黒駅前図書館が正午から、緑が丘図書館が午前11時から、洗足図書館が午前10時から。こんな不便なことをやっているのは目黒区だけ。大橋図書館は、建替えれば5億円でもよかった。大橋図書館は、合計25億円もかけて、再開発の超高層ビル内に移転した。高校生が指摘する「予算使い放題」だった。責任は、すべて青木区長にある。最低の区政運営だ!



「秘密保護法」に反対し目黒区議有志が自由が丘で演説会開催



恒例の目黒区議写真展で、私が撮った「本郷菊坂 陽の当たる仕舞屋」(銀塩モノクロ写真、レンズ200mm)が1等入選。選者は、なぜか健吾さんでした。

平成 26 年

第1回区議会での青木区長所信表明を解説する

毎年、第1回目の目黒区議会では、区長の所信表明が発表される。

事前に用意した原稿を議場で朗読するだけだ。でも、青木英二区長の朗読は、意味をきちんと理解していないのか、文節ごとに区切らずに、勝手な箇所で区切って読む。だから、とにかく聞きにくい。ほんの一部を抜粋し須藤がコメントをつけた。ひどい所信表明だ。

はじめに

区政を取り巻く諸情勢と平成26年度の区政運営の基本的な考え方について所信を申し述べ、区民の皆様と議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。(略)今後、一斉に老朽化を迎える区有施設につきましても、3月に策定予定の区有施設の見直し方針をもとに、区有施設の更新に係る財政負担を減らすとともに、40年先までの人口数と人口構造の変化を踏まえながら、区民ニーズに的確に対応した施設となるよう見直しを進め、持続可能な施設サービスを実現していくための、取組の第一歩を踏み出す所存でございます。(略)平成25年から40年後の平成65年の本区の将来人口推計では、年少人口は31年まで微増し、その後減少に転じ65年にはピーク時から約4割近い減となっております。一方、高齢者人口は40年後には約7割近い増となると推計しました。(略)

(須藤コメント: 内容より先に、下線を引いた約180字が1つの文だ。句読点を知らないのか。こんな文章書いたら、中学入試でも落第だぞ!)

とてもない見直し方針だ。40年間で区有施設の総床面積を15%減らすというのが見直し計画の柱だ。しかし、考えてみると、40年後に計画が達成されたかどうかなど、誰も検証しようがない。

災害に強い安全・安心の地域づくりへの取組
第1に、災害に強い安全・安心の地域づくりへの取組でございます。(略)

昨年4月からの新たな目黒区地域防災計画に基づき、「自助」「共助」と「公助」の連携を柱として、避難所対策や災害時要援護者対策、地域防災力の向上に向けた取組などを、着実に推進いたします。(略)

(須藤コメント: 東北大地震3月11日の1周年の日、目黒区は初の災害対策本部立ち上げ訓練を行った。対策本部部長の青木区長をはじめ対策本部員の区幹部職員が、自宅から交通機関を使用せず徒歩で区役所に集まり、災害対策本部を設置する訓練だ。しかし、災害対策本部部長になる青木区長は、区議会に内緒で、気仙沼市の1周年の集いの出席を優先し、訓練に参加せず。そんなことする青木区長が「安心・安全の地域づくり」だの「自助」「共助」「公助」といって誰が信じるのか。)

環境を守りはくむ地域づくりの推進

第3に、環境を守りはくむ地域づくりの推進でございます。(略)近年のごみ減少率の鈍化傾向を踏まえ、ごみの発生抑制を基本として、リデュース・リユース・リサイクルをはじめとした循環型社会づくりを着実に推進するため、レアメタルを含みます使用済小型電子機器や粗大ごみ廃家電の資源回収モデル事業を開始してまいります所存でございます。(略)

(須藤コメント: 目黒清掃工場の建て替えが決まり、今年2月には建替え計画(素案)の説明会が4回開催された。しかし、青木区長は、目黒区民のための活動は一切していない。そんなことでもいいわけない。東京23特別区が共同運営する清掃一部事務組合が、目黒清掃工場でごみを焼却しており、清掃工場建て替えも行う。目黒清掃工場で焼却されるごみのうち、目黒区内のごみは24年度は38%。残り62%は世田谷、大田、杉並など他区のごみ。しかも分別しないごみを含む。目黒区行政は「清掃工場建て替えは一部事務組合が行う」と手をこまねいていいのか。)

成年後見制度

みんなで知ろう!活用しよう!

宮内 實太郎

宮内さん紹介: めぐろ市民後見人の会代表
宮内實太郎(みやうちみたらう)さん 昭和10年生。青山学院大学経済学部卒。富士写真フィルム社勤務し定年退職後、地域活動、目黒区住宅政策審議委員、目黒区シルバー人材センター、目黒区老人クラブ鷹番西三宝会、区政モニター、町会、選挙投票所立会人など大活躍。資格:社会保険労務士、中小企業組合士



ソチ・オリンピックも終了し、選手たちの「メダルは、みんなの協力の賜物」の発言が印象に残った。少子高齢化、核家族時代の独居老人の孤独死防止への対策もみんなの協力が必要であり、取り分け地域の協力が肝要になる。

しかし、成年後見制度は、地域貢献に通じ、きたるべき超高齢化社会などの現象への対応を先取りする制度である。けれど、その重要性を認識する者は、まだ残念ながら少ないのが現状だ。さらに、成年制度の普及や活用が、幸福とは何かの答えの一つとして、他人への喜びの供与を実感することである、と知れば、この制度の大切さがわかるであろう。

同制度は民法改正で、2000年に介護保険制度と同時に成立し、両輪関係に位置すると言われた。すでに施行後13年余り経過したが、国や地方自治体の啓発や利用度は概して芳しくない。目黒区も啓発や利用者の現状は、同様に芳しくないのである。昨年の「区長とのまちづくり懇談会」でも、成年後見制度を知る者は僅少だった。

目黒区は成年後見制度先進区、品川、世田谷、杉並に、追いつけ追い越せ!

ところが、同じ東京23特別区でも品川区、世田谷区、杉並区等は、先駆的啓発状態と評されているの

成年後見制度ってどんな制度?

判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障害者などの成人を、資格を持つ成年後見人がサポートする制度です。2000年4月から始まりました。身の回りの世話、財産管理、契約、死後の事務などに選任された成年後見人が代理して行います。後見人の選任は、本人や家族などの申し立てを受けて家庭裁判所が選任する法定後見制度と、本人があらかじめ選任しておく任意後見制度の2つがあります。

だ。それらの区には、行政を中心にリーダーが存在するが、目黒区は、まだリーダー不在の状態だ。

青木区長もまちづくり懇談会などでは、成年後見制度は大切な制度だとの発言はするが、目黒区の施策としては実を結んでいない。

目黒区議会でも「市民後見人は、横領等があり、同制度推進に反対である」との議員発言がある状態だ。議会への同制度推進の陳情も自民・公明・刷新等の反対で不採択だった。同事業を区が委託した社会福祉協議会の対応も低調である。弁護士後見人の既得権益の維持もあらうがお粗末である。

「めぐろ市民後見人の会(目黒区ボランティアセンター登録)」は、3年前に発足し月例会や啓発・学習を行っている。ほかに老人クラブ地区総会や特養施設等の会合でDVD映写・説明・相談会等を行い、「成年後見制度を知ってよかった」の声があった。しかし、みんなに知ってもらうには、まだほど遠い現状である。

成年後見制度は「老後の安心を法律上支える」であり、高齢化等により判断力が衰えたときの「本人の意思を尊重し権利を守る」、「転ばぬ先の杖」と言われ、英語で後見人は「GUARDIAN」(ガーディアン) = 守る、である。

目黒区人口26.7万人、高齢者(65歳以上)5.2万人。認知症は統計上8%、4.5千人となり、ほぼ同数の後見人が必要だが、現在は1割にも満たない。昨年、NHKで後見制度をテーマに「親の金は、誰のもの」の放映があった。認知症の親をいざしるに、親の財産を巡る子どもたちの争い。悠々自適の老後生活とは逆の貧困生活への一途となる末路と反省だった。グループ例会(田道高齢者センター)へのご参加歓迎です。

(連絡先) めぐろ市民後見人の会(12名)
代表 宮内 実太郎 鷹番2丁目18-5
電話03-3793-9537 携帯090-3471-0059
Eメールmiyauchiplanet@yahoo.co.jp

コラム3 1000円理髪店が司法試験に!

司法試験に出題された憲法22条「営業の自由」に関する陳情が区議会に!

区議会には、いろんな陳情が提出される。「千円理容室」「1000円カットハウス」というのをご存知はす。理容室、美容室が1000円で髪をカットする店で日本中で大繁盛。原則10分でカットし、洗髪はなし。それに関する陳情が、目黒区議会へ提出された。内容は「目黒区が制定する条例に流水式洗髪設備の設置義務を明文化していただきたい」というもの。既存の理美容室が、料金が1000円の安い店を増やさないで欲しいとの防衛策であろう。

しかし、この陳情内容は憲法22条で保障する「職業選択の自由」に抵触するとされているのだ。職業選択の自由は営業の自由があることが前提だ。最近の判例では薬品のネット販売、繁華街の風俗店案内所などが違法とされた判決が、営業の自由を理由に逆転勝訴した。

陳情と同じように洗髪設備の設置を義務づける試験問題が、平成22年の司法試験に出題され、模範解答は憲法で保障する営業の自由違反であった。

目黒区の判断は、陳情内容は営業の自由を侵害するおそれがある。衛生管理は、洗髪設備の設置を義務づけなくても十分であるという。そりゃそーだ。

区議会の生活福祉委員会での採択の結果は、自民、公明、民主の会派が賛成し「趣旨採択」。ほくら「無所属・独歩の会」、共産、生活議団は反対した。「趣旨採択」なんて地方自治法、目黒区会議規則にないのだ。陳情の趣旨は、洗髪装置設置の義務づけ。それが憲法違反に当たるというのに、趣旨を採択するなんて、どうということなんだ!

えっ! 右利きと左利き? 緑が丘駅前の公衆便所 建替えは、なんと費用2352万円!

いま大井町線 緑が丘駅前の公衆便所を建替え中だ。昨年、緑が丘駅舎が建替えられ、エレベーター、エスカレーター付きのバリアフリー。改札口を出て、目黒区緑が丘と世田谷区奥沢の区境である緑道の30mほど先に、古い公衆トイレがあった。でも、線路脇に土手があって見えないそのトイレを建替え、この3月末までに完成する。

以前より小さくなったが、トイレが2棟ある。工事用のフェンスに看板があり、工事の施工業者(株)オーシャン、請負金額¥23,520,000とある。えっ! なんて工事費用がこんなにかかるのだ。さっそく区のみどり公園課長に話を聞いた。2棟のトイレは、いずれも個室タイプで完全バリアフリーの「だれでもトイレ」だという。2棟あるのは、右利きと左利きの人を分けた2種類なのだという。とくに地元からの要望があったからではな

く、区が判断したそうだ。工事費約2352万のうち約919万円が東京都の補助金だ。

私の乗り降りする駅だからよく知っているが、従来からこのトイレはあまり使用されていないのだ。駅舎が建替えられ、豪華なトイレもできたから、駅を利用するひとは、公衆トイレは利用しない。

費用のかかる。だれでもトイレを右利き、左利きの2棟建てる必要があったのか? 公衆トイレも区有施設だから、見直しの対象になるはずだが。



コラム4

コラム5 予算編成の偽装だ! 青木区政は食品偽装そっくり!

目黒区の青木区長は予算編成で、食品偽装と同様なことをやっている。昨年11月、ばくは区議会的一般質問で、そのことをスッパ抜いた。先頃、高級ホテルのレストランなどで、車海老といってブラックタイガーを出したり、缶詰ジューズを生いばりジューズといって、ペラボーナ値段をつけていた偽装事件が発覚し大騒ぎ。

青木区長は「目黒区財政白書2012」で、財政運営上のルール化をぶち上げ「ルール2」として、「積立基金の強制積立 決算剰余金の2分の1の金額を翌々年度の予算までに基金に積み立てます」とした。そして、決算剰余金が40億円あったとすれば、2分の1の20億円を強制的に積み立てる。今後はこのルールを踏まえた予算編成し毎年20億円を積み立てる、と得意げに所信表明でいった。

決算剰余金の強制積立が、あたかも目黒区独自のやり方のような。が、偽装、嘘なのだ。じつは、地方財政法(剰余金) 第7条に基づき規定ある。「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」。積立なければ、違法、法律違反だ。

予算は必要があって使うから計上するわけで、強制的に剰余金を残すのは、予算編成の偽装でもある。区民が必要な予算を削り、無理やり基金を積みものは、青木区長の区政運営の失敗を隠蔽できるからだ。

目黒区懲戒処分指針 なぜ区管理職はW不倫でも処分されなかったのか?

通勤時間で満員の東横線で、女子高生に痴漢行為をして現行犯逮捕の課長、業者から200万円の賄賂(わいろ)をもらい入札予定価格を教えた課長の取崩罪、中学校の女子更衣室に隠しビデオを設置し盗撮した教員など、目黒区職員等が懲戒免職処分等になったのは数多ある。いずれも刑事事件だ。

しかし、つぎの事例は処分なしだった。区の管理職の男性と区的一般職女性がいわゆるW不倫。W不倫関係は約10年も続いたが、携帯電話のメールを女性職員の夫が見て不倫関係が発覚。夫は目黒区に管理職の男性を処分するように求めた。が、区の懲戒処分方針(平成22年制定)のいずれにも該当しないと回答。

地位利用で性的関係なら懲戒処分だが… 処分方針の中に「セクシュアル・ハラスメント」A「暴行若(も)しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為を

した職員は、免職又は停職とする」の規定がある。けれど、双方が合意の上でのW不倫なら、この規定は該当しない。

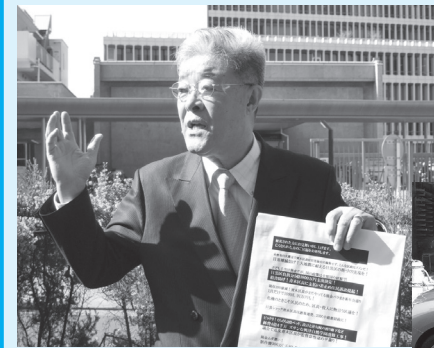
そこで夫は、妻の不倫相手の管理職の男性を相手取って、管理職の不法行為により精神的打撃を受け、慰謝料として500万円の損害賠償請求の民事訴訟を地方裁判所に提訴。妻の不倫相手はW不倫の事実を認めた。判決は妻の不倫相手の管理職は、夫に130万円支払えというもの。管理職は支払った。

管理職は、裁判の過程で「目黒区から処分され、文書もある」などといっていたという。区の人事課によれば、このW不倫の事例は「区の懲戒処分指針には該当しない」、しかし、懲戒処分より軽い訓告、注意を口頭又は文書でする場合があるという。管理職といえは、部下を評価する立場にあり、評価によって給与の額に影響がでる。そうした権限を持つ管理職が、不倫行為で国の判断である裁判に負け、損害賠償金まで払ったのだ。そうした場合は、目黒区として何らかの処分をするのが道理であろう。懲戒処分指針の改定が必要だ。

15) セクシュアル・ハラスメント (他の暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ上司・部下等のその地位を利用したことにより強いて性的関係を結び若しくは免職又は停職とする。)

コラム6

目黒区議会議員(無所属)ジャーナリスト 須藤甚一郎(すどうじんいちろう)



1967年以来、ジャーナリスト(雑誌記者、専門学校ジャーナリスト講師、夕刊紙編集員、テレビリ

ポーター、コメンテーター)として47年間活動。現在も週刊誌にコラム連載。政治、司法、医学、災害、事件から芸能ニュースまで取材範囲は幅広い。著書に「まっ黒長屋の物語」(三一書房)ほか多数。

平成11年4月 目黒区議選に初当選
平成15年4月 2期目区議選に3040票(1位)
平成19年4月 3期目区議選に4898票(1位)
平成23年4月 4期目区議選に3986票(1位)

無所属議員として、目黒区行政の不正、疑惑、税金のムダ遣いなどを徹底的に追及しつづけている。住民監査請求、住民訴訟、行政訴訟などの法的手段を使って、目黒区の行政チェックをやっている。



プロフィール

こうした住民訴訟を提起してきた!

これまで、目黒区旧区役所・公会堂を随意契約で最高購入価格より39億円も安く売却したため、当時の区長の損害賠償を求め住民訴訟を提起した。他にも青木区長が、公務で新年会132回出席、115万円余を支出した事案。めぐろキャンパス内のレストラン「シェ松尾」の改修工事で、青木区長が公費470万円余を支出した事案。青木区長は「目黒区を楽しむ本」の制作。発行に1500万円支出したが、売上金2200万円余の金額が出版社の収入になった事案。子ども手当の目黒区負担分5億1800万円余の公金支出を差し止める住民訴訟を提起。

旧区役所売却に係る住民訴訟で、私は政務調査のための訴訟なので政務調査費の一部(135,725円)を訴訟関係の費用に充てた。

ところが、青木区長は平成19年、政務調査費の使途基準に反するとする違法な監査委員の勧

告を受け、私に返還命令処分をした。それ、平成20年2月に、私は青岡町を被告にして、処分取消訴訟を提起。同年11月に、東京地裁で勝訴。

平成21年9月には、東京高裁でも勝訴した。平成25年1月25日、最高裁での判決があり、処分した135,725円のうち107,375円は違法であり、処分取消して勝訴。印紙代と切手代28,350円は高裁へ差戻しとなった。が、事実上の勝訴。

早稲田大学第2政治経済学部政治学科卒業
昭和14年(1939年)東京生まれ

発行日: 平成26年3月24日
〒152-0034 東京都目黒区緑ヶ丘1-11-3
電話 03-3723-8167
FAX 03-3717-6223
発行人: 須藤 甚一郎

この政務活動レポートは、政務活動費で印刷し配布するものです。